**移行期間**

2020年1月1日より前と、それ以後の短期間の移行期間に向けてのこの二つ目の条項には間もなく取り掛かる予定です。専門家グループでは次のような問題を検討する予定です：

* 返船時に積まれている蒸留残油の量
* タンク洗浄の費用
* 蒸留残油の処分
* 定期用船主が返船する前の最後の燃料補給 – 規制に適合した燃料が調達できる次の港まで船舶が到達できるように、 硫黄含有量0.5%の燃料油が十分に積まれていることが必要となるでしょう

この条項は2019年初頭までに用意されるべきものです。

**スクラバー**

非常に少ない割合の船舶しかスクラバーを搭載していませんので、これには低い優先度が与えられてきました。この条項の草案に際し、グループは次の点を考慮します：

* オーナーと用船主のあいだでのスクラバー導入費用の分担
* スクラバーの耐用年数と定期用船の残余期間に基づいた費用分担の計算式
* スクラバー故障の可能性
* 搭載が必要な適合燃料の備蓄

目標は2019年半ばまでに最終案を公表することです。